

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

## 上水道条例第1号

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長浜水道企業団職員の育児休業等に関する条例(平成23年上水道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号ア(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第15条 企業長は、職員が、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱を受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条 企業長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 長浜水道企業団職員の育児休業に関する条例の一部改正（新旧対照表）

（平成23年3月1日条例第1号）

改正前旧条例	改正後新条例
<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（ア）引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6ヶ月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までにその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することおよび引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>（ウ）勤務日の日数を考慮して企業長が定める非常勤職員</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6ヶ月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までにその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することおよび引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>（イ）勤務日の日数を考慮して企業長が定める非常勤職員</u></p> <p>（妊娠または出産等についての申出があつた場合における措置等）</p> <p>第15条 企業長は、職員が、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>

改正前旧条例	改正後新条例
<p>(新設)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第15条</u> この条例の実施に必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱を受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第16条 企業長は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(その他)</p> <p><u>第17条</u> この条例の実施に必要な事項は、規則で定める。</p>